

平成 2 0 年第 2 回更別村議会定例会会議録

平成20年6月16日

平成 20 年第 2 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 20 年第 2 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分)
議 長		村長より招集の挨拶があります。
村 長		村 長
議 長		本日ここに、平成 20 年第 2 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、定刻までにご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。
		国内的には 6 月 14 日発生の岩手・宮城内陸地震により大きな被害が出ているところでございます。被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。姉妹提携をいたしております、東松島市の被害はほぼ見られないということでありまして、安心をしているところでございます。
		一方、村内的には 5 月は不順な天候が続きまして、また小麦の冬枯れ、アスパラへの霜害を受けたところでございますが、このところの天候回復により、農作物の生育も順調ということであり、今後に期待をいたしているところでございます。
		また本年 4 月実施の後期高齢者医療制度につきましては、国民の強い声を背景に制度開始早々、政府にて改善、見直しの方向でございます。本制度につきましては、村におきましても制度開始にあたって少ない職員体制の中で複雑な事務執行に多くの時間を費やしてきており、今後も増大の傾向にあるわけであります。村といたしましても制度の問題点などしっかり把握し、改善すべき点は改善を求めるとともに住民対応をしてまいりたいと思っているところでございます。
		また止めどない原油の高騰、諸物価の上昇でありまして、住民生活、産業に大きく影響しているところでございます。このことは経常経費の増加等、今後の村政執行にも大きく影響いたしますことから、

		議会のご指導をいただきながら対応して参るものでございます。
		本定例会におきましては、報告案件 2 件、条例関係 6 件、各会計補正予算 5 件の議案を提出、提案させていただいておりますけれども、会期中に除雪トラック購入に関わって動産の買入の件を追加提案させていただくことにしてございます。
		それぞれご審議賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議	長	村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。
		(10 時 02 分)
議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
		先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 先に、第 2 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 9 日、午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から 6 月 24 日までの 9 日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりと致しました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第 3、会期決定の件を議題とします。
		おはかりいたします。
		本定例会の会期は、本日から 6 月 24 日までの 9 日間といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は 9 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、

総務厚生常任委員長

議長
議長

議長

議長

議長

議長

議長

ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

日程第7、更別村農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。
おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号及び更別村農業委員会委員定数条例第2条の規定により議会が推薦する農業委員の数は1名でありますので、議会が推薦する農業委員の数は1名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、1名を推薦することにいたします。

おはかりいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって推薦の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員に松橋昌和さんを指名いたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、松橋昌和さんの退席を求めます。

議	長	(松橋議員退席) おはかりいたします。 ただいま議長において指名いたしました松橋昌和さんを農業委員に推薦することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、松橋昌和さんを農業委員に推薦することに決定いたしました。
議	長	(除斥されていた松橋議員、自席に着席) 松橋昌和さんにお知らせいたします。 農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号の規定により農業委員に推薦されましたので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。
議	長	日程第 8、報告第 1 号 平成 19 年度繰越明許費の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 報告第 1 号、平成 19 年度繰越明許費の件でございます。 地方自治法第 213 条の規定により、平成 19 年度歳出予算の経費を翌年度に繰越をした件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告をするものでございます。 次のページ、お開きをお願い申し上げます。 平成 19 年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越する事業でございますが、款 3 民生費、項 3 老人福祉費、事業名でございますが、地域密着型介護老人福祉施設等建設費助成事業、予算は 190,000 千円でしたが、翌年度に繰越すべき額が 100,000 千円でございます。本事業につきましては、諸般の事情により 2 か年事業となったわけでありまして、平成 19 年度に 90,000 千円の補助、繰越をして平成 20 年度に 100,000 千円の補助をするものでございます。財源といたしましては、100,000 千円過疎対策事業を予定しているところでございます。この事業につきましては完成はこの 6 月末となっているところでございます。 続いて、款 8 土木費、項 3 住宅費、事業名、賃貸住宅建設促進事業、予算は 19,200 千円でしたが、翌年度に繰越しすべき額が 9,600 千円、この事業でございますが、コム二の里内の賃貸住宅建設促進事業でございます。これにつきましても 20 年度に繰越をして事業を行っているものでございます。この事業につきましても 6 月末の完成となっているところであります。 合計といたしまして 209,200 千円のうち繰越すべき事業につきましては 109,600 千円となっております。財源内訳では 100,000 千円が過疎対策事業債、9,600 千円が一般財源となっているものでござ

議

長

います。

以上、説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議

長

日程第9、報告第2号 平成19年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

報告第2号、平成19年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件でございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成19年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものでございます。

次のページから事業報告でございます。

1枚めくっていただきまして、貸借対照表でございます。

資産の部、1流動資産でございますが、39,691,607円となっております。2固定資産、2,141,058円、3繰延資産はございませんで、資産の部の合計が41,832,665円となっております。

一方、負債の部でございますが、1流動負債、4,484,972円、2固定負債はございませんで、負債の部の合計が4,484,972円となっております。

純資産の部でございますが、1株主資本37,347,693円、うち資本金が32,600,000円となっております。利益剰余金4,747,693円、資本の部の合計が37,347,693円、負債資本の部の合計が41,832,665円となっております。

次のページが損益計算書でございます。1純売上高につきましては合計96,844,491円、売上原価につきましては期末たな卸高を調製いたしまして44,319,734円となりまして、売上の総利益は52,524,757円となっております。これから3販売費及び一般管理費51,000,883円を差し引きまして、営業利益は1,523,874円となっております。これに営業外利益を加えまして、また営業外費用を差し引きまして税引前当期純利益1,884,472円、法人税、住民税及び事業税を差し引きまして当期純利益が1,048,272円となっているところでございます。

次のページが販売費及び一般管理費の計算内訳であります。ご参照をいただきたいと思います。

また次のページからは道の駅さらべつとさらべつカントリーパーク、それぞれ分けまして計算書を添付してございます。道の駅さらべつ、当期純利益におきましては、129,115円の赤字ということになってございます。さらべつカントリーパークにつきましては、当期

		純利益が 1,177,387 円と黒字になっているわけでございます。詳しくはご参照を賜りたいと存じます。 平成 19 年度カントリーパークの客数でございますが、これは資料を添付してございませんけれども、客数は 7,480 名となっております。平成 18 年度対比 777 人の増となっているところでございますけれども、学校関係者の入場者が多かったということで大きな収入増にはなっていないところでございます。また道の駅さらべつにつきましては、レジを通過したお客さんは 60,000 人と前年度と比較して大きな差は見られないものの、利益率の減少が見られるということでございます。 総体的には厳しい環境の中にあって経費の節減等に努力された経営努力が見られる内容となっております。また今年度に入りまして、燃料等の高騰によりまして、少し出足が鈍いようでございますので、今後、振興公社と村と経営改善に向けての検討を加えなければならぬと思っているところでございます。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終了し、報告済といたします。 日程第 10、議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件でございます。 更別村社会福祉法人の助成に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしまして、社会福祉法人への助成を適切に行うため、社会福祉法第 58 条第 1 項の規定により、この条例を制定しようとするものでございます。 本条例制定に関しまして、説明を加えさせていただきますけれども、本村における社会福祉法人につきましては、社会福祉協議会及びどんぐり福祉会の 2 つの法人であったために、補助金等の支出及び財産の貸付け等にあたりましては、その都度議会に諮り、議決をいただいた中で執行してまいったところでございます。今般、社会福祉法人、博愛会が新たに本村において設立をされました。これを機会に社会福祉法人の助成に関する条例を制定し、地域における全ての社会福祉法人の活動を支えようとするものでございます。この条例の根拠につきましては、社会福祉法第 58 条第 1 項における、国又は地方公共団体は必要があると認めた時は厚生労働省令、または当

		該地方公共団体の条例で定める手続きに従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、または通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、もしくはその他の財産を譲り渡し、もしくは貸し付けることができるという規定をもとにしたものでございます。 次のページが条例本文でございます。 また資料といたしまして 1 ページから 4 ページにわたりまして、助成内容、関連規則を提出してございます。 この件に関しまして劔持保健福祉課長より補足説明をいたさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。 以上、提案説明とさせていただきます。 劔持保健福祉課長 (議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件について、補足説明を行った。)
保健福祉課長	議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 他に質疑はありませんか。
1 番赤津議員	議 長	議長、動議。 1 番 赤津さん
1 番赤津議員		ただ今、議題となっております、議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。
	議 長	各位のご賛同をお願いいたします。 ただ今、1 番赤津さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
	議 長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたします。
	議 長	これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議	長	日程第 11、議案第 32 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 32 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関連する条文等の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 この度の改正におきましては、村民税における寄附金税制の拡充、証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入、公益法人制度改革への対応、住宅税制への見直し、これらが主な改正点となっているところでございます。 次のページから改正条文の本文となっております。 また、資料といたしまして 5 ページから 70 ページにわたり、本条例改正の資料を提出してございます。これにつきましても、林住民生活課長より補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。 以上、提案説明とさせていただきます。
議	長	林住民生活課長
住民生活課長		(議案第 32 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 32 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。 (10 時 50 分)

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 05 分) 日程第 12、議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村 長	村 長 議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、健康保険法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う後期高齢者医療制度の創設並びに保険税率改正のため、この条例を制定しようとするものでございます。 近年の国保税の改正につきましては、平成 17 年度、18 年度の 2 か年にわたり、応能、応益のバランスを取るための改正を行い、また平成 19 年度には課税限度額の改正を行ったところでございますが、近年、医療費が増加傾向にあり、平成 19 年度におきましては、ご承知のとおり、国民健康保険特別会計に一般会計から法定外の繰り入れ 34,000 千円と国保基金の取り崩しによって収支のバランスを図っている状況にございます。 また平成 20 年 4 月からの新たな後期高齢者医療制度の開始や特定健康審査など、新事業への対応に更に財源不足が見込まれ、財政健全化を図るために必要な国保税率の改正を行うものでございます。 本改正案につきましては、6 月 3 日開催の国保運営協議会でご審議いただき答申をいただいているところでございます。 次のページから改正条例の本文でございます。 また、71 ページから 93 ページにかけて資料を提出してございます。 これにつきましても、林住民生活課長より補足説明をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。 以上、提案説明とさせていただきます。
議 長 住民生活課長	林住民生活課長 (議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 他に質疑はありませんか。
6 番松橋議員	議長、動議。
議 長	6 番 松橋さん
6 番松橋議員	ただ今、議題となっております、議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

議 長

各位のご賛同をお願いいたします。
ただ今、6 番松橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。
おはかりいたします。
本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。
おはかりいたします。
議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

この際、関連がありますので、日程第 13、議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件及び日程第 14、議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件の 2 件を一括議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件でございます。
更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
理由といたしましては、介護予防生活支援事業について、介護保険法に基づく地域支援事業への移行並びに道補助金の一般財源化、本村における新たな介護保険サービス事業所の開業により、事業の再構築を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。
少し説明を加えますと、本年 8 月 1 日から社会福祉法人、博愛会による地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護事業所が開設いたします。本村には国保診療所における介護療養型病床 14 床が介護施設として提供されるのみであり、これまで他の市町村の老人保健施設や特別養護老人ホームに依存してまいりました。特に短期入所でありますショートステイの利用も、そのほとんどを依存してきたところであり、介護施設開所を心待ちにしていたところでございます。

さて、この条例の廃止の理由でございますが、介護予防生活の支

援を廃止するものではございません。平成 13 年に条例を制定した経緯につきましては介護予防事業について道の補助金の基準を満たすべく、それまでは社会福祉協議会の事業として展開していたものを取り込むなどして規定したところでございます。

平成 18 年度から事業の一部が介護保険法に基づく地域支援事業交付金に移行し、移行しなかった事業は一般財源化され、村の単独事業として実施しているところでございます。加えて事業の中には、生活管理指導短期宿泊事業がありますが、先に申しあげました博愛会による地域密着型サービスの利用により、新たな福祉サービスが可能になるところでございます。

こうしたことから、民間を活用しつつ、高齢者等の福祉サービスを発展的に継続していくために、直営事業そして助成事業等に再構築を図るべく、村が事業主体となっておりました条例を廃止しようとするものでございます。

この廃止にあたりまして、資料の 94 ページから 97 ページにかけて資料として提出しております。

これにつきましても、剣持保健福祉課長より補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定でございます。

更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、介護予防生活支援事業の再構築に伴い、福祉の里総合センター設置条例における当事業に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第 34 号で提案申しあげました、更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例に関連いたしまして、改正を要する部分がございます。生活支援ハウスの料金等の規定を条例廃止に関連して改めるものでございます。この条例に関しましても、資料として 98 ページから 100 ページにかけまして改正内容の資料を提出しているところでございます。

これにつきましても、剣持保健福祉課長より補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

剣持保健福祉課長

(議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件及び議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

説明が終わりましたので、これから議案第 34 号及び議案第 35 号の質疑を行います。

質疑の発言を許します。

他に質疑はありませんか。

議 長
保健福祉課長

議 長

7 番本多議員	議長、動議。
議 長	7 番 本多さん
7 番本多議員	ただ今、議題となっております、議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件及び議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。
	各位のご賛同をお願いいたします。
議 長	ただ今、7 番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
	したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。
	おはかりいたします。
	本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。
	おはかりいたします。
	議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件及び議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
	これにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	したがって、議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件及び議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議 長	日程第 15、議案第 36 号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
	提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長
村 長	議案第 36 号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
	更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
	理由といたしましては、介護保険における居宅サービスの利用により、在宅で自立した生活を営むことができるように、更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業における対象サービスの拡大、軽減率の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。
	この条例につきましては、低所得者の居宅サービス利用料 1 割の

負担軽減を図り、もって本村での住み慣れた自宅においての末長い生活支援とサービスの利用促進を目的に村単独として制定したものでございます。今般、本村の居宅サービスのほとんど、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護などでございますが、実施主体が社会福祉法人博愛会に移ることになります。これまでと同様に負担軽減を図ることで利用者が継続してサービスが受けられることと合わせて新規の居宅サービス、小規模多機能型居宅介護が提供開始になりますことから幅広い居宅サービスのメニューに加え、支援を図るため条例の一部を改正するものでございます。

また軽減の割合でございますけれども、新しく小規模多機能型居宅介護が加わり、今後支出の増大が予想されますことから、一定の利用者負担を求めるべく軽減割合を変更の10分の5から10分の3に引き下げることにいたしました次第でございます。ただし、年度内の改正でございますので平成20年度に限り、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護の利用につきましては、軽減率を10分の5に据え置くこととした次第でございます。ちなみに関連する条例といたしまして、更別村介護慰労金支給条例及び更別村家族介護用品支給条例など居宅介護を支援するためのものでございますけれども、こちらにつきましては、昨今の経済情勢に鑑み、継続してまいりたいと思っております。次のページから改正条例の本文でございますし、また今般の改正にあたりまして101ページから109ページにかけて資料の提出をいたしているところでございます。

これにつきましても、剣持保健福祉課長より補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

議 長
保健福祉課長

剣持保健福祉課長
(議案第36号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第36号 更別村介護保険サービス利用者負担額軽減事業条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。 ただ今議題となっております陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 17、陳情第 4 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。 ただ今議題となっております陳情第 4 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 4 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 18、陳情第 5 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。 ただ今議題となっております陳情第 5 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、陳情第 5 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第 19、陳情第 6 号 2009 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育

予算の確保・拡充を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。ただ今議題となっております陳情第 6 号 2009 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 6 号 2009 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長

おはかりいたします。

議事の都合により 6 月 17 日から 6 月 22 日まで、6 日間休会いたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、6 月 17 日から 6 月 22 日まで、6 日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(11 時 50 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 6 月 16 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ